

民間支援機関・実務者紹介～特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構～

今回は、特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構の皆様にインタビューを行いました。

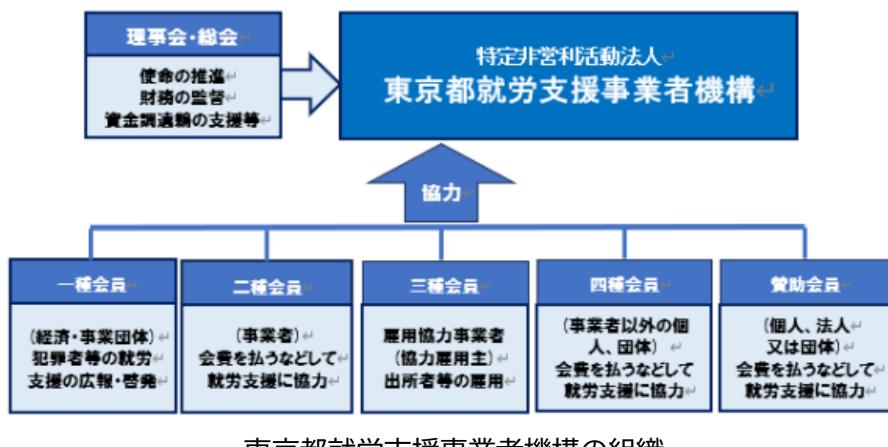
東京都就労支援事業者機構は、都内の経済団体や企業の協力を得て、罪を犯した人や非行のあった少年の就労を支援するために設立されました。様々な機関が出所者等の就労支援に関わっている中で、東京都就労支援事業者機構がどのような役割を担っているのか、お話を伺いました。

特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構インタビュー(令和7年8月29日)

——貴機構の設置目的を教えてください。

平成21年、再犯者増加に対応するため、就労の面から出所者等の社会復帰を手助けする目的で設置されました。

現在の会員は約600人で、多様な団体が会員になってくださっています。正会員としては、①傘下の団体に出所者等の就労支援の重要性について啓発や周知を行う立場の経済・事業団体、②当機構の理念に賛同し、業界団体として社会的責任を果たすため就労支援に協力してくださる事業者、③保護観察所に登録している協力雇用主、④更生保護施設等事業者以外の個人や団体の四種類があります。賛助会員は、更生保護に理解のある個人の方がなってくださっています。会員のうち約400人ほどが協力雇用主です。



——事業内容を教えてください。

当機構には七つの事業があります。

一つめは、刑務所出所者等の前歴を承知で積極的に雇用を行う事業主（協力雇用主）の開拓です。協力雇用主の登録は法務省の業務ですが、私たちは、東京保護観察所と連携して、協力雇用主の必要性や制度に関する広報を行い、登録を希望する都内の事業者に対して説明を行っています。出所者等に対する就労面での支援の裾野を広げていく活動です。

二つめは、協力雇用主の交流・研修です。昨年度は、東京保護観察所とともに、講演会形式の研修会と参加者同士の交流会という 2 部構成で行い、本年度も行う予定です。

——支援に必要な専門研修を行うことはありますか。また、会員同士の互助の仕組みはありますか。

現在行っている研修では、広く会員事業者に役立つ一般的な内容であることが必要で、個別の支援に関する専門研修は行っていません。

会員同士の互助の仕組みはありません。保護司会の中に協力雇用主会を持っている地区もありますが、数は多くありません。

三つめは、刑務所出所者等を雇用する企業に対する助成を行っています。法務省においては、身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した事業者に対して、雇用した日から最長 1 年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて見舞い金を支払うという内容の身元保証制度がありますが、この制度の適用には一定の要件があるので、その要件を満たさなかった事業者に対して、見舞金の助成を行っています。また、協力雇用主等に対して、求人・採用活動に係る面接旅費等の助成も行っています。

四つめは、協力雇用主に対する顕彰として、感謝状の贈呈等を行っています。

五つめは、刑務所出所者等の改善や更生を助けることを目的とする更生保護事業の広報・啓発です。詐欺被害などが広がっているので、社会の中では、加害者の改善更生よりも防犯意識の方が重視される傾向にあると感じています。一般的に、当機構の事業目的等に対する理解を得ることが難しいため、理解してくださいの方は大切にしなければならないと思っています。

——ここまで制度や仕組みを支える事業についてお話ししましたが、出所者等に対する個別の支援も行っていますか。

はい。六つめの事業は刑務所出所者等及び犯罪被害者等に対する就労支援です。

当機構は、職業紹介事業の許可を受けていません。職業紹介業務の委託を受けようすると、許可を受けた事業者である必要があり、実際に他県では職業紹介事業の許可を受けている機関もありますが、当機構は、厚生労働省所管のハローワークから職業紹介を受け

て就労支援を行っているため、職業紹介事業者としての許可を受けていません。支援対象者が派出所したらハローワークの就職支援ナビゲーター（メールマガジン11号（令和5年2月号）参照）のところへ同行し、受刑者等専用求人からの紹介を求めたり、協力雇用主や当機構の会員事業者の中で就職先を探したりしています。協力雇用主は派出所等に対する理解があるため、支援対象者の経歴をできるだけオープンにして応募するようにしています。

マッチングの問題はとても難しいですね。支援対象者は刑務所収容中に当機構の職員が面接し、派出所後は就職活動や職場定着の支援を行っています。昨年の4月から積極的就労支援に制度が変わったため、Webでの面接や説明も多くなってきましたが、制度の定着に時間を要する場合もあります。法務省も、拘禁刑の導入によって、より一層その人の全体を見ながら派出所後を見据えた処遇をしていかなければならぬと感じています。

——個別支援にはどのような課題がありますか。

我々が頭を悩ませているのは、東京保護観察所と連携して事業を行っているため、法律上の区切りが支援の終了を意味しますが、区切りで支援が途絶えてしまうことがその人のためにならない場合です。特に少年などは、当機構定款第3条に定める「犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。）のうち「準ずる者」として、支援を続ける場合もあります。

また、当機構でも、ジョブコーチのように支援できればいいのですが、全件に深く介入できるわけではありません。仕事が続かない人には、何が問題なのかと一緒に考えて寄り添っていくことが必要です。東京保護観察所と調整しながら介入しています。

——七つめの事業は行政からの委託事業ですが、どのような事業の委託を受けていますか。

厚生労働省が所管する事業者向けの事業と、法務省が所管する派出所等に対する事業とを受託しています。事業者向けには、事業者に対して情報提供を行ったり、受刑者専用求人を提出いただくよう働き掛ける業務を行ってきました。また、派出所等に対する就職活動への支援や就職後の職場定着支援等は、令和6年度は約370人を支援してきました。

——最後に、メールマガジンの読者である区市町村の担当者へメッセージをお願いします。

支援の期限を過ぎてしまった後の支援は、本来であれば地方公共団体と足並みを揃えてやっていかなければ定着につながらないため、当機構と地域との関係づくりが課題だと思っています。

区市町村の皆様には、社会で再出発した派出所等に対しても、派出所等を雇用する事業者等に対しても、引き続きのご支援をいただけますようお願いいたします。